

制 度 名	伴走支援型特別保証制度【略称：伴走特別・伴走特別免除】
目 的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とする。
申 込 人 件 資 格 要 件	次の（１）から（３）のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。 （１）セーフティネット４号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） （２）セーフティネット５号（売上高等減少率が１５％以上のものに限る） （３）危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）
保証限度額	４，０００万円
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとする。
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（既存の保証付借入の借換も可能）
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	（１）一括返済の場合 １年以内 （２）分割返済の場合 １０年以内（据置期間は５年以内）
担 保	必要に応じて徴求
保 証 人	原則として法人代表者以外不要 ※経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない 【経営者保証免除対応適用要件】 ①直近の決算が資産超過であること ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていない。
信用保証料	借入金額に対し０．８５％ ※経営者保証免除対応を適用する場合は０．２％を上乗せする
国による保証料補助	０．６５％に相当する額を国が補助する（利用者負担０．２％） ※経営者保証免除対応の適用により０．２％が保証料率に上乗せされている場合は０．８５％に相当する額を国が補助する。（利用者負担０．２％） ※条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外
貸付利率	金融機関所定利率
取扱金融機関	約定書締結金融機関
申込方法	金融機関経由保証に限る
取扱期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日（保証協会受付基準）
添付資料	（１）セーフティネット４号、５号又は危機関連保証による認定書 （２）経営行動計画書 ※以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 ①計画を策定した日の属する事業年度から３事業年度を最短の計画期間とし、原則として同５事業年度を最長の計画期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項。 （３）経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）
金融機関の責務及び報告	（１）金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。 （２）金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。 （３）金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。